

景気低迷により業績が悪化し、事業縮小のため一時的に従業員を休業(出向)させなければならなくなった場合にその休業手当に対して助成されるものです。(季節変動や被災による業績低下は対象外です。)

利用できる事業所様は???

- ① 生産量や売上が5%以上ダウンしている事業所様
 - ② 前期決算の経常利益が赤字であった事業所様
- 左記①、②のいずれかに該当する事業所様が利用できます、(^o^)

助成金額は???

- ① 休業を実施する場合
 $\text{休業手当(厚労省が定める基準賃金額)} \times 4/5$ (上限7,730円)
- ② 教育訓練実施の場合
 ①の休業手当に6,000円加算 (1人1日あたり)
 事業縮小に伴い配置転換する場合実施する訓練等をいい、通常の教育訓練は除きます。
- ③ 出向実施の場合
 $\text{出向元の会社が負担した賃金総額} \times 4/5$
 他企業(資本組織的に関係性のある関連会社は除く)へ在籍出向又は転籍の場合

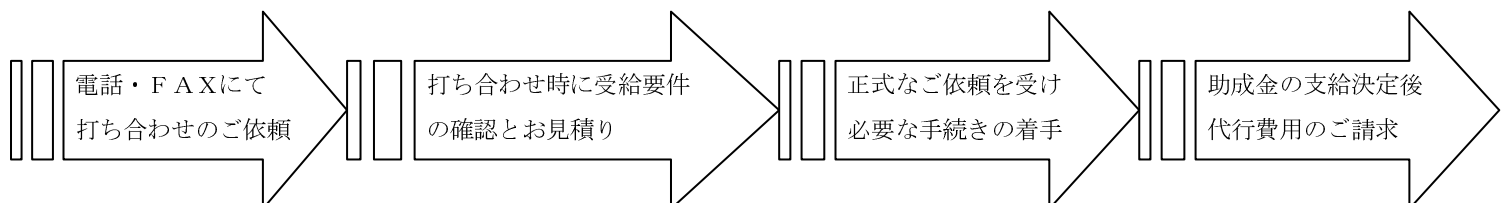
※①、②、③合わせて支給限度日数 **最初の1年間200日まで** **3年間で300日まで**

ここを確認!!!

- ① 雇用保険に加入している事業所様ですか?
- ② 休業開始前の直近3ヶ月間の対前年同期比の生産量、売上が5%以上減少していますか?
- ③ 過去3年間の労働保険料を滞納していませんか?
- ④ 過去3年間にわたって不支給決定された助成金はありますか?

助成金申請代行サービスの流れ

事業所さまに代わり書類作成・提出代行を行っております。



お気軽にご相談下さい。

さえき社会保険労務士事務所 TEL・FAX (096)-372-1278

